

秋田県週休2日制工事実施要綱の一部改正概要

1 改正理由

- ・令和6年度から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されたことを踏まえて、週休2日の「質の向上」の拡大など働き方改革の推進を図ることを目的に、新たに「月単位の週休2日」及び「交替制工事」を実施する。
- ・発注公所（建設部、農林水産部）において、工事費の積算方法が異なることから、用語の定義を定める。
- ・その他、国の改正に伴い、所要の整備を行うこととする。

2 主な改正内容

(1) 定義

- ・完全週休2日の定義の見直し
- ・準完全週休2日の廃止
- ・月単位週休2日の新設
- ・交替制工事の新設
- ・その他、所要の整備を行う

(2) 対象工事及び発注方式

- ・全ての工事を対象に、週休2日制工事「発注者指定型」により発注することを原則とする
- ・発注方式について、別に定める（秋田県週休2日制工事に関する運用）

(3) 工事成績評定

- ・完全週休2日（土日）を促すため、実施企業に対して成績評価で加点するそれに伴い、工事成績の評価項目を見直しする

(4) 実施証明書

- ・国の改正に伴い、週休2日制工事実施証明書の発行は行わないものとするそれに伴い、条項を削除する

3 適用

令和6年10月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する